

労働安全衛生法 ボイラー・第一種圧力容器 検査概要			
	落成検査	変更検査	性能検査
申請書類	落成検査申請書	変更検査申請書	性能検査申込書
申請書類の届出先	所轄労働基準監督署長	所轄労働基準監督署長	登録性能検査機関
自主検査導入の有無	無	無	無
検査者	所轄労働基準監督署長	所轄労働基準監督署長	登録性能検査機関
検査項目	本体、ボイラー室、配管、据付基礎等	本体、附属設備、燃焼装置等の変更部分	本体、燃焼装置、自動制御装置等
検査周期	設置時	上欄部分の変更時	1 年
検査方法	外観検査、計測、運転確認等	外観検査、水圧試験等	外観検査、水圧試験、非破壊検査等
検査時間（例）	9 時間 / 基	4 時間 / 基	5 人 × 6 日間 / 件 （中～大規模事業場の場合）
検査手数料	許可手数料 なし 検査手数料 4,900～42,500円 / 基	許可手数料 なし 検査手数料 4,900～20,100円 / 基	検査手数料 8,600～81,700円 / 基